

社会福祉法人つくば市社会福祉協議会ボランティア登録要項

(目 的)

第1条 この基準は、ボランティア・市民活動を支援するために、つくばボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）において実施するボランティア団体及び個人ボランティアの登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 ボランティアセンターに登録しようとする団体及び個人は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) つくば市内を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動や市民活動に取り組む団体または個人であること。
- (2) 公益性や社会性のあるボランティア活動や市民活動の取り組みを目的とし、政治活動や宗教活動、営利活動を目的としないこと。
- (3) 会員向けの互助活動のみを行う団体ではないこと。
- (4) 団体の登録については、3名以上で構成され、その過半数が市内在住または在勤、在学する者であること。また、その団体における代表者が団体の活動に関与していることを示すために会員名簿に代表者の氏名を記すこと。
- (5) 団体の組織運営が適正に行なわれており、団体活動内容を公表できること。
- (6) 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会（以下「本会」という。）並びにボランティアセンターの事業に連携や協力ができること。

2 前項の要件を満たさない団体であっても、活動目的及び内容により、つくばボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が特に認める場合には、登録の対象とすることができる。

3 特に、主たる活動が別表1に該当する団体においては、従たる活動について本条第1項に規定する要件を満たさなければならない。

(登録の手続き及び承認)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、次の各号の書類を本会会長へ提出しなければならない。

(1) 団体登録の手続き

ア ボランティア・市民活動団体登録申請書（様式第1号）

イ 会則またはそれに準ずるもの

ウ 会員名簿

エ 会の活動内容がわかる書類

（総会資料、事業計画、事業報告、パンフレット、会報等）

(2) 個人登録の手続き

ア ボランティア登録申請書（様式第2号）

(3) 登録変更手続き

ア ボランティア登録変更届（様式第3号）

2 団体登録手続き（1）イについては、更新登録の場合、その内容に変更がある場合のみ提出するものとする。

3 ボランティアセンターは、前項の規定による登録申請を受け、その内容を審査し適当と認めるときは、運営委員会の承認を得て、ボランティアセンター登録団体名簿並びに個人ボランティア登録者名簿に登載する（以下「登録者」という。）。
但し、前年度登録者にあつてはこの限りでない。

4 登録者は、ボランティアセンターが組織する「つくば市ボランティア連絡協議会」の会員として活動する。

5 ボランティアセンターは、前項の規定により名簿登載された団体及び個人に対し、登録承認した旨を通知する。

6 ボランティアセンターは、申請を行った団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を承認しないことができる。

(1) 公益を害し、または秩序を乱す恐れがあると認められたとき。

(2) ボランティアセンターの運営に支障があると認められたとき。

(3) 第2条の要件に適合しないとき。

(4) 活動の内容が不相当と認められたとき。

7 ボランティアセンターは、登録申請に疑義が生じたときは、運営委員会に意見を求めることができる。

(登録期間)

第4条 毎年度4月1日を登録基準日（以下「基準日」という。）とし、基準日から翌年3月31日までを登録期間とする。ただし、基準日後に登録者となった場合には、申請日に遡り登録開始日とし、翌年3月31日までを登録期間とする。

(登録の取り消し)

第5条 次の各号に該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に定める要件に反したとき。
- (2) 登録した団体及び個人から、登録を取り消す旨の申し出があったとき。
- (3) 登録した団体及び個人の存在が確認できないとき。
- (4) ボランティアセンターの名誉を毀損し、またはその趣旨に反した活動があったとき。
- (5) その他、この要項の趣旨に照らし、運営委員会が登録を不適切であると認めるとき。

(登録者への支援内容)

第6条 登録した団体及び個人に対しては、次の支援を行う。

- (1) ボランティア活動及び市民活動に関する情報提供
- (2) ボランティア活動及び市民活動に関する相談及び助言
- (3) ボランティア活動及び市民活動に関する広報
- (4) ボランティアセンターが有する機材、書籍、ビデオ、DVD等の貸出
- (5) ボランティア活動を行う個人や団体との交流の場の提供
- (6) ボランティア活動を行う個人や団体が使用する設備等の提供
- (7) その他、ボランティア活動に必要な支援

(個人情報の取扱い)

第7条 登録に関して知り得た個人情報については、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成17年3月17日施行）に基づき適切に管理及び取り扱うものとする。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第3項関係）

ボランティア登録できない活動

活動内容
1 自発的な意思による活動とは考え難いもの （1）学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動 （2）道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動 （3）免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動等
2 P T A、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動 （1）自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動など
3 有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費等の実費の支給については無償とみなす） （1）報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合 （2）活動実績に応じて付与されるポイントが換金可能な場合など
4 自宅で行う活動 ※ ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は除く。
5 身体的危険が容易に考えられる活動 （1）海難救助または山岳救助ボランティア活動 （2）銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 （3）野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動等 （4）スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する活動（ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は除く。）

※ 社会福祉法人全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」パンフレット一部引用